



浄化槽の適正な維持管理について

～浄化槽の管理者(所有者)には、3つの義務が定められています～

浄化槽は微生物の力を利用して、家庭から排出される汚水を処理しています。

その処理機能を良好な状態に維持するためには、次の3つの義務を果たし、浄化槽を適正に維持管理していくことが大切です。

適正な維持管理が行われずに浄化槽を使用すると、悪臭の原因や水路・河川の汚染に繋がります。水環境の保全のため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

①保守点検・・・浄化槽の装置などを点検・修理します。

浄化槽の正常な機能を維持するために、各装置の点検・修理・調整や、消毒剤の補充などを行うメンテナンス作業です。

年に3回～4回程の実施が定められておりますが、浄化槽の種類などにより、実施の回数が異なります。

山形市の登録を受けた業者に依頼してください。

※業者一覧は裏面をご覧ください。市公式ホームページにも掲載しています。



②清掃・・・浄化槽に溜まった汚泥などを清掃します。

浄化槽に溜まった汚泥やスカム(浮きカス)の引き抜き、浄化槽の各装置や機械の洗浄・清掃を行います。

年1～2回以上の実施が定められておりますが、浄化槽の種類などにより、実施の回数が異なります。

※業者一覧は裏面をご覧ください。市公式ホームページにも掲載しています。



③法定検査・・・浄化槽の機能検査・水質検査をします。

指定検査機関により、上記の保守点検や清掃を含めた浄化槽の維持管理が適正に行われているか、水質は適正かなどの検査を行います。年1回の検査が必要です。

山形市では、「(一財)山形県理化学分析センター」が指定検査機関です。電話 023-645-5308



【よくある間違い】



Q 上記の①～③は、どれか1つさえ実施していれば良いのですか？

A ①～③すべてを実施する必要があります。どれか1つ、もしくは2つの実施では浄化槽の適正な維持管理が行われておりません。

～ お問い合わせ先 ～

山形市 廃棄物指導課 一般廃棄物係

電話:023-641-1212(内線 869・687)

浄化槽保守点検登録業者(山形市を営業区域とした業者)		令和5年7月31日現在
1	仲野衛生管工(株)	023-622-8224
2	(有)かの衛生興業	023-681-2088
3	(株)エヌイーエスコポーレーション	023-688-7788
4	タンノ清掃興業(株)	023-624-2028
5	(株)丹野	023-641-1141
6	(有)南部衛生	023-644-6492
7	東北ナノテック(株)	023-627-6255
8	天童環境(株)	023-658-4141
9	(株)中央特殊興業	023-646-1313
10	山形清掃衛生協同組合	023-643-7577
11	アイデンティ(株)	023-654-7222
12	(株)西原環境	023-646-1831
13	(株)山形日化サービス	023-652-3210
14	東北藤吉工業(株)	023-612-9075
15	(株)サニタシステム	023-625-1188
16	東北公営事業(株)	023-684-0645
17	(株)ユニバーサル・ライフ	023-689-0580
18	(株)フジクリーンテクノサービス	023-625-8055
19	(株)昭和興業	023-656-8761
20	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北	023-686-2746
21	(株)西原ネオ	023-646-2585
22	(株)ダイキアックス	023-646-3088
23	東北環境開発(株)	023-681-1800
24	庄内環境衛生事業(株)	0235-22-2244

浄化槽清掃許可業者		令和5年4月1日現在
1	(株)中央特殊興業	023-646-1313
2	(有)アメニティ山形	023-633-1234
3	タンノ清掃興業(株)	023-624-2028
4	仲野衛生管工(株)	023-622-8224
5	(有)南部衛生	023-644-6492
6	(株)丹野	023-641-1141
7	(有)高橋衛生社	023-645-4998
8	(有)かの衛生興業	023-623-8419
9	(株)エヌイーエスコポーレーション	023-688-7788
10	山形清掃衛生協同組合	023-643-7577

指定検査機関		
1	(一財)山形県理化学分析センター	023-645-5308